

第2章 こども施策に関する重要事項

1 ライフステージを通じた重要事項

（7）こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

（こども・若者の自殺対策）

自殺総合対策大綱

第4次「自殺総合対策大綱」（令和4年10月14日閣議決定）において、「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」等を重点的に取り組むとされたことを踏まえ、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省、警察庁など関係省庁が連携し、こども・若者の利用が多いSNSを活用した相談事業の拡充、「SOSの出し方に関する教育」を含む自殺予防教育の推進、タブレット等を活用した自殺リスクの早期把握、こどもの自殺危機に対応していくチームの構築など、こどもの自殺対策を更に強化する。【厚生労働省】

「こどもの自殺対策緊急強化プラン」の推進

こどもの自殺対策の司令塔として関係省庁等と連携し、「こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」の開催や、2023年6月に同会議で取りまとめられた「こどもの自殺対策緊急強化プラン」の進捗状況の把握等を通じて、同プランに基づく自殺対策を強力に推進する。【こども家庭庁】

自殺統計原票の確実な作成・集計等こどもの自殺対策の推進

自殺統計原票の確実な作成・集計、自殺するおそれのある行方不明者に関する行方不明者発見活動、インターネット上における自殺予告事案や自殺誘引等情報に係るプロバイダ等と連携した対応、いじめや体罰、不適切な指導、児童虐待等からこどもを守るための対応等の取組を推進する。【警察庁、文部科学省、こども家庭庁】

こどもの自殺の要因分析等

令和6年度に実施した、こどもの自殺の要因分析のための調査研究の結果を踏まえ、こどもの自殺問題に取り組む有識者・当事者と連携しながら、こどもの自殺の実態解明に取り組むとともに、分析に当たっての課題把握に取り組む。【こども家庭庁、警察庁、消防庁、文部科学省、厚生労働省】

こどもの自殺予防・自殺対策に関する広報啓発

夏休みの集中的な啓発活動・自殺予防週間（9月10～16日）・自殺対策強化月間（3月）において、関係省庁が連携して、こどもの自殺対策に向け、こどもに届くような広報に取り組む。【こども家庭庁、内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】

「SOSの出し方に関する教育」を含めた自殺予防教育の推進

こどもが自身の心の危機に気付き、身近な信頼できるおとなに相談できる力を培うために、「SOSの出し方に関する教育」を少なくとも年に1回実施することを周知徹底する等、自殺予防教育の確実な実施を進める。また、こどもがSOSを出した際に、教員や保護者といった周囲のおとなが受け止められることが求められるため、こどものSOSをどのように受け止めるかについて学ぶ機会の設定などの取組を確実に進める。【文部科学省、厚生労働省】

1人1台端末を活用した取組の促進

1人1台端末等を活用し、こどもの心身の状況把握や教育相談を実施することは、いじめの早期発見・早期対応を可能とし、問題が表面化する前から積極的に支援に繋げていく上で重要であることから、教育委員会等に対して周知を行うとともに、積極的な導入を促進する。【文部科学省】

教育相談体制の充実

様々な課題を抱えるこどもに対し、心理・福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の配置を充実し、学校におけるチームでの教育相談体制の充実を促進する。また、こどもが全国どこからでも、夜間・休日を含めて、いつでも悩みを気軽に相談することができるよう、電話・SNS等を活用した教育相談体制の強化を進めるとともに、相談状況を分析し、解決や予防につながるよう取り組む。【文部科学省】

電話・SNS等を活用した相談体制の整備

法務省の人権擁護機関においては、「こどもの人権110番」、「インターネット人権相談受付窓口（こどもの人権SOS-eメール）」、「こどもの人権SOSミニレター」及びチャット人権相談などの各種取組を通じ、いじめ、体罰、不適切な指導、虐待、性暴力、保護者の信仰に起因した人権侵害等、こどもの人権問題を始めとした様々な悩みに関する相談に応じる。また、これらの人権相談窓口の更なる周知広報を図るとともに、こどもの相談体制強化のための研修の充実を推進する。【法務省】

自殺対策に係る電話、メール、SNS等による相談窓口の設置・運営の取組を行う地方公共団体・民間団体への支援を実施す

る。【厚生労働省】

「こども・若者の自殺危機対応チーム」の立ち上げ・運用支援

都道府県・指定都市が、多職種の専門家で構成されるチームを設置し、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等があるこども・若者への対応が困難な場合に、助言等を行う事業の実施を支援する。【厚生労働省】

一元的な相談支援体制の構築等に向けた環境整備

孤独・孤立を抱えた人が支援につながり続ける社会の実現を目指し、統一的な相談窓口から支援までつながる仕組みの構築等に向けて取り組む。令和4年度より「#9999」を用いた相談ダイヤルの試行を行ってきたところであり、それらの試行の結果を踏まえ、SNSと電話相談の併用・連携、地域の公的支援機関へのつなぎ、ITを活用した相談対応の実施など新たな課題にも取り組みつつ、持続可能な仕組みの開発を目指す。【内閣府】

遺されたこどもへの支援

地域における遺児等の支援活動の運営、遺児等やその保護者への相談機関の周知を支援するとともに、児童生徒と日頃から接する機会が多い学校の教職員を中心に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による遺児等に関する相談体制を充実する。【こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省】

遺児等に対するケアも含め教育相談を担当する教職員の資質向上のための研修等を実施する。【文部科学省】